

議案第 39 号

南房総広域水道企業団の解散に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

南房総広域水道企業団の解散に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、令和 8 年 3 月 31 日をもって南房総広域水道企業団を解散する。